



春の交通安全県民運動

「やさしさを のせて走ろう
山形路」

交通ルールに不慣れな新入
学児の通学が始まり、新社会
人は活動が活発になる時期で
す。交通事故防止に努めまし
よう。

◆実施期間

4月6日(日)～4月15日(火)

◆運動の基本

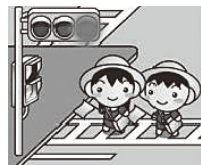
「子どもと高齢者の交通事故
防止」

◆運動の重点

1. 道路横断時と交差点にお
ける交通事故防止（横断歩行
者保護意識の徹底）
2. 飲酒運転の根絶
3. 全ての座席のシートベル
トとチャイルドシートの正し
い着用の徹底
4. 自転車の安全利用の推進
（特に、自転車安全利用5則
の周知徹底）

自転車安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩
道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道
寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ・ 飲酒運転・二人乗り・並進
の禁止
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 交差点では信号遵守と一時
停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



安全横断5則

- ① 安全な場所を選ぶ
- ② 道路の端で必ず立ち止まる
- ③ 右左の安全を確かめる
- ④ 安全を確かめたら、まっす
ぐさつさと渡る
- ⑤ 横断中も右・左の車の動き
に気を配る



飲酒運転

「しない・させない・ゆるさない」

飲酒運転は同乗者と
提供者も厳罰されます

▼飲酒運転をするおそれのあ
る人に酒や車を提供したり、
飲酒運転者の車に同乗するの
も犯罪行為です。

飲酒運転者 5年以下の懲役
車両同乗者 ↓または100万
酒類提供者 ↓以下の罰金
車両提供者



■問い合わせ

町民課くらし環境係

☎ 85-6131

長井警察署 ☎ 84-0110

白鷹西駐在所 ☎ 85-2029

白鷹東駐在所 ☎ 85-2046

vol.44

くらしの知恵

身につけておきたい！ 社会人としての心構え

春が近づいてきました。新
生活を迎えるみなさんも多い
ことと思います。

社会人になりたての若者は、
社会的経験が少なく、悪質商
法や詐欺に対する知識をあま
り持っていないため「だまし
やすい人」として標的にされ
る傾向があります。

次の6つの項目は、消費者
トラブルに巻き込まれやすい
人の特徴です。

- ① 「無料・プレゼント」とい
う言葉に弱い
- ② ワンクリック詐欺や無料商
法の手口に注意！
- ③ なんでも律儀に対応してし
まう
- ④ 架空請求やスクラ商法、フ
ィッシング詐欺の手口に注
意！
- ⑤ 考えるよりも先に行動する
方だ
- ⑥ ネットオークション詐欺の
↓

誰にでも、悪質商法や詐欺
の被害にあう恐れがあります。
だまされないうためには、手口
を知ることが重要です。知識
を身につけ、トラブルを未然
に防ぎ、問題に直面したとき
のトラブル対処法を普段から
意識しましょう。

↓サイドビジネス商法やマル
チ商法の手口に注意！

⑥ 強く出られると自分の意見
が言えなくなる

↓デート商法やポイントメ
ントセールス、キャッチセ
ールスに注意！

⑤ 向上心やチャレンジ精神が
強い

④ 目先のことに集中すると周
りが見えなくなる

③ 無料オンラインゲームや賃
貸住宅のトラブルに注意！

② 返品トラブルに注意！

① 手口、ネットショッピング

↓

■問い合わせ

町民生活相談センター

町民課くらし環境係
☎ 85-6131